

事業主の皆さま・パートタイム労働者の皆さま

パートタイム労働法が変わります 平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

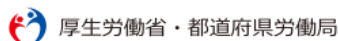
パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

パートタイム労働者とは

- ◆パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。
- ◆「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。
- ◆フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません。事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります。



※厚生労働省ホームページより抜粋

3 月の予定

労務	3/1～3/31	2月分社会保険料の納付
労務	3/1～3/10	2月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

※全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率は、例年3月分(4月納付分)から変更となりますが、今年は4月分(5月納付分)から変更となる見通しです。健康保険組合保険料率に関しては各組合にお問い合わせください。

4月からパートタイム労働法が改正になります。

左は厚労省が出しているリーフレットですが、これを使って内容を簡単にご説明させていただきます。

これまで「正社員と差別的な取り扱いが禁止されるパートタイム労働者」の対象者には賃金の決定・教育訓練・福利厚生施設の利用などについて差別的取扱いをしてはならないという規定がありました。今回その対象者の範囲が広がった、ということです。

では改正後の対象者の範囲とは・・・①職務の内容が正社員と同一である ②人材活用の仕組み(転勤・人事異動の有無や範囲)が正社員と同一である ①②両方に当てはまるパートさんは有期雇用者であっても対象者となります(現行では有期雇用者は除外されています)ので、差別的取扱いが禁止されます。ここで気を付けていただきたいのは、すべてのパートさんの待遇を正社員と相違させてはいけないというわけではない、ということです。

実務的に重要になってくるのは2「パートタイム労働者の納得性を高めるための措置」です。「雇用管理の改善措置の内容についての説明」とは具体的にどんなことかといいますと、①賃金制度はどうなっているか②どのような教育訓練があるか③どの福利厚生施設が利用できるか④どのような正社員転換推進措置があるかなどです。これらの説明を雇入れ時にしてください。

左には書かれていませんが「パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務」(法第16条)の新設と「相談窓口の周知」(施行規則第2条)の義務も追加となりました。パートさんからの相談担当者を定めるなどして、「相談窓口：担当者氏名(担当部署でもいい)」として雇用契約書(労働条件通知書)に明示してください。



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

記事担当:菊地